

平成28年度 認定こども園・保育園の保育料について

保育料は、原則として児童と同一世帯に属し生計を一にしている父母及びそれ以外の家計を主宰している扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の市町村民税課税額の合計額と児童の支給認定区分(1～3号認定)により、次のように定めています。

なお、保育料の算定基礎となる市町村民税所得割は、4月から8月までは平成27年度分、9月から3月までは平成28年度分の額となります。

○1号認定(教育標準時間認定・満3歳以上児)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額(円)		
階層区分	定義	1人目以降	2人目以降	3人目以降
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0		
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	3,000	1,500	0
C	C1 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 77,101 円 未満の世帯	16,000	8,000	
	C2 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 77,101 円 以上 211,201 円未満の世帯	17,000	8,500	
	C3 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 211,201 円 以上の世帯	19,000	9,500	

1 市町村民税について

C階層における市町村民税所得割は、住宅借入金等特別控除及び外国税額控除等のいわゆる税額控除適用前の税額となります。

2 B及びC1階層の保育料の軽減について

ひとり親家庭や在宅障害児(者)等のいる世帯の保育料は、B階層の世帯では0円となります。また、C1階層の世帯では基準額から1,000円の減額となります。

3 第2子以降の保育料の軽減について

同一世帯において、小学校3年生以下の範囲に複数の子どもが入所している場合、最年長の子どもから順に2人目の保育料は基準月額の半額、3人目以降については無料となります。

※18歳未満(平成10年4月2日以降の生まれ)の児童が世帯に3人以上いる場合
18歳未満の最年長の児童から順に3人目以降の保育料については無料となります。

(無料対象:階層区分 AからC2)

4 月の途中で入退所児童の保育料について

月の途中で入退所した場合の保育料は、基準月額を次の算式で計算した日割額となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

(1) 月途中で入所した場合

基準月額×その月の途中入所日からの開所日数(20日を超える場合は20日)÷20日

(2) 月途中で退所した場合

基準月額×その月の途中退所日までの開所日数(20日を超える場合は20日)÷20日

○2号認定(保育認定・3歳以上児) ※4月1日時点において2号認定の児童

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額(円)					
階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0			0		
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	5,000	2,500	0	4,000	2,000	0
C	C1 A階層を除き、市町村民税所得割の額が48,600円未満の世帯	15,000	7,500		14,000	7,000	
	C2 A階層を除き、市町村民税所得割の額が48,600円以上97,000円未満の世帯	25,000	12,500		24,000	12,000	
	C3 A階層を除き、市町村民税所得割の額が97,000円以上169,000円未満の世帯	28,000	14,000		27,000	13,500	
	C4 A階層を除き、市町村民税所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯	29,000	14,500		28,000	14,000	
	C5 A階層を除き、市町村民税所得割の額が301,000円以上の世帯	30,000	15,000		29,000	14,500	

○3号認定(保育認定・3歳未満児) ※4月1日時点において3号認定の児童

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額(円)					
階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0			0		
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	6,000	3,000	0	5,000	2,500	0
C	C1 A階層を除き、市町村民税所得割の額が48,600円未満の世帯	18,000	9,000		17,000	8,500	
	C2 A階層を除き、市町村民税所得割の額が48,600円以上97,000円未満の世帯	27,000	13,500		26,000	13,000	
	C3 A階層を除き、市町村民税所得割の額が97,000円以上169,000円未満の世帯	32,000	16,000		31,000	15,500	
	C4 A階層を除き、市町村民税所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯	36,000	18,000		35,000	17,500	
	C5 A階層を除き、市町村民税所得割の額が301,000円以上の世帯	37,000	18,500		36,000	18,000	

1 児童の年齢について

年度の初日における満年齢により区分されます。

2 市町村民税について

1号認定の保育料と同様にC階層における市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特例控除及び外国税額控除等のいわゆる税額控除適用前の税額となります。

3 B及びC1階層の保育料の軽減について

ひとり親家庭や在宅障害児(者)等のいる世帯の保育料は、B階層の世帯では0円となります。また、C1階層の世帯では基準額から1,000円の減額となります。

4 第2子以降の保育料の軽減について

同一世帯から2人以上の児童が認定こども園、保育園または幼稚園のいずれかに同時入所した場合、2人目の保育料は基準月額半額、3人目以降については無料となります。

※18歳未満(平成10年4月2日以降の生まれ)の児童が世帯に3人以上いる場合

18歳未満の最年長の児童から順に3人目以降の保育料については無料となります。

(無料対象:階層区分 A から C3)

5 月の途中での入退所児童の保育料について

月の途中で入退所した場合の保育料は、基準月額を次の算式で計算した日割額となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

(1) 月途中で入所した場合

基準月額×その月の途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(2) 月途中で退所した場合

基準月額×その月の途中退所日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

保育料の算定に必要な書類について

1 所得課税証明書

(1) 平成27年1月2日から平成28年1月1日までに七尾市に転入された方

平成27年1月1日に住民登録のあった住所地の「平成27年度(平成26年分)所得課税証明書」
P

(2) 平成28年1月2日以降に七尾市に転入された方

平成27年1月1日及び平成28年1月1日現在に住民登録のあった住所地の「平成27年度(平成26年分)所得課税証明書」及び「平成28年度(平成27年分)所得課税証明書(平成28年度所得課税証明書の発行可能日は各市町村にお問い合わせください)」

(注意) 所得の状況を申告していない場合や、必要な書類(転入された方の税額証明等)の不備や提出が遅れた場合は、保育料を最高額に決定する場合があります。ご了承下さい。

2 身体障害者手帳等の写し

(身体・精神・療育手帳、特別児童扶養手当の証書、障害年金の証書のいずれか)
世帯員に身体障害者手帳等を交付されている者がいる場合

※上記についてのお問い合わせは

七尾市役所(ミナクル2階) 子育て支援課 保育支援グループ までお願いします。

TEL 0767-53-8419 FAX 0767-53-1052

E-mail: kosodate@city.nanao.lg.jp